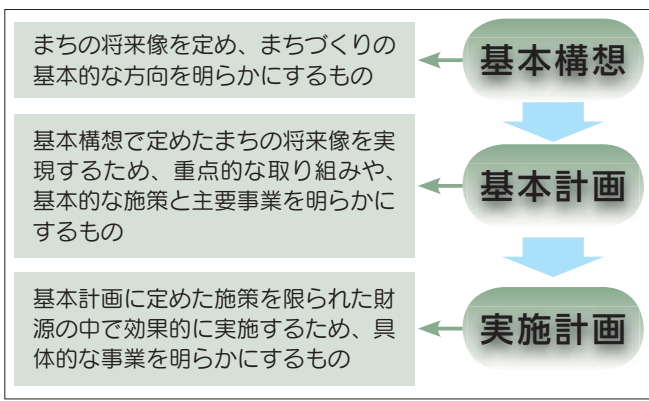




より住みよい可児を目指して…

総合計画の構成



総合計画審議会の様子

総合計画とは、自治体の総合的な計画のことで、行政計画の中で最も上位に位置します。市の事業は、これに沿って行われているため、まちづくりを進める上での指針となります。

この総合計画は、大きく分けて基本構想、基本計画、実施計画で構成されています（次ページの図参照）。

その策定に向けて、市民で組織する「夢・未来懇談会」や総合計画審議会、可児市の将来像などについて話し合いを重ねた結果、基本構想の中間案がまとまりました。

総合計画と基本構想

市は、23年度からスタートする第四次総合計画の策定を進めています。その中で、今後目指すまちの将来像などを定める基本構想の中間案がまとまりました。

可児市第四次総合計画

基本構想の中間案まとまる

輝く人とまち 人つながる可児

まちの将来像

「人を大切にする」と「人を大切にしたまちづくり」をキーワードに、子どもからお年寄りまで誰もが安心していきいきと暮らせる、また、人とのつながりを大切にしながらまちづくりを担う人材を育てるなど、人を大切にしたまちづくりを進めます。

基本構想中間案のあらまし

まちづくりの重要な視点

1. 「人権尊重」の視点
2. 「環境配慮」の視点
3. 「参画と協働」の視点
4. 「都市経営」の視点

まちづくりの重要な視点

まちづくりの重要な視点

1. 地域コミュニティ活動を活性化し、地域主体のまちづくりを進める（コミュニティ）
2. 誰もが地域の中で安心して暮らせる共助の社会をつくる（地域福祉）
3. 安心して子育てできる環境を整える（児童福祉）
4. 高齢者が元気で安心して暮らせるまちをつくる（高齢者福祉・介護保険）
5. 障がいのある人が地域の中で自立し、安心して暮らせるまちをつくる（障がい者福祉）
6. 誰もが生涯にわたり元気で健康に暮らせるまちをつくる（保健・医療）
7. 安定した市民生活を確保する（社会保障）
8. 地域の防災力を高める（消防・防災）
9. 安全・安心な市民生活を確保する（防犯・交通安全）
10. 多様な文化や習慣を持つ人が共に暮らせるまちをつくる（多文化共生）
11. 誰もが等しく社会に参画できるまちをつくる（人権男女共同参画）

（まちづくりの基本目標5）安全で快適に暮らせる住みよいまち

- 1 災害防止対策を進める（災害防止）
- 2 適正な土地利用と市民が愛着を感じる地区まちづくりを進める（市街地整備・地区まちづくり）
- 3 安全に暮らせる良好な住環境を整える（住宅・住環境の整備）
- 4 安全で人に優しい道路網を整える（道路網）
- 5 誰もが移動しやすい公共交通の維持充実を図る（公共交通）
- 6 安全・安心な水道水を安定的に供給する（上水道）
- 7 適正な生活排水処理を進める（下水道）

（まちづくりの基本目標4）人が集い、地域が元気なまち

- 1 持続可能な農林業のしくみをつくる（農林業）
- 2 地域の産業を伸ばす（商工業）
- 3 地域資源を活かし、人が集う観光と交流を進める（観光交流）
- 4 雇用を確保し、働く環境を整える（雇用）

（まちづくりの基本目標3）ふるさとと環境を守り、うるおいやすらぎのあるまち

- 1 地球に優しい低炭素社会をつくる（地球温暖化対策）
- 2 4Rの推進による持続可能な社会をつくる（循環型社会）
- 3 ふるさとと自然を守り、共生する社会をつくる（環境保全対策）
- 4 やすらぎのある都市空間をつくる（公園緑地・都市緑化・河川）
- 5 愛着と誇りの持てる良好な景観形成を進める（景観）

（まちづくりの基本目標2）多世代がふれあい、地域で育む心豊かな人づくり

- 1 子どもを健やかに育む幼児教育・学校教育の充実（子どもの教育）
- 2 家庭・地域で子どもを見守り、育てる（社会教育）
- 3 誰もがいつでも学べるまちをつくる（生涯学習）
- 4 誰もがいつでもスポーツに親しめるまちをつくる（生涯スポーツ）
- 5 歴史や文化、芸術に親しめるまちをつくる（文化・芸術）

（まちづくりの基本目標1）地域で支えあい、誰もが安心して暮らせるまち

- 1 地域コミュニティ活動を活性化し、地域主体のまちづくりを進める（コミュニティ）
2. 誰もが地域の中で安心して暮らせる共助の社会をつくる（地域福祉）
3. 安心して子育てできる環境を整える（児童福祉）
4. 高齢者が元気で安心して暮らせるまちをつくる（高齢者福祉・介護保険）
5. 障がいのある人が地域の中で自立し、安心して暮らせるまちをつくる（障がい者福祉）
6. 誰もが生涯にわたり元気で健康に暮らせるまちをつくる（保健・医療）
7. 安定した市民生活を確保する（社会保障）
8. 地域の防災力を高める（消防・防災）
9. 安全・安心な市民生活を確保する（防犯・交通安全）
10. 多様な文化や習慣を持つ人が共に暮らせるまちをつくる（多文化共生）
11. 誰もが等しく社会に参画できるまちをつくる（人権男女共同参画）

※4R：リデュース（ごみになるもの拒絶）、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）のこと

まちづくりの重要な視点

まちの将来像を実現するため、5つの基本目標（政策）に基づいて、まちづくりを進めます。

まちづくりの重要な視点

今後のまちづくりを進める中で、大切にしたい4つの事を、まちづくりの重要な視点として位置付けています。

1. 「人権尊重」の視点
2. 「環境配慮」の視点
3. 「参画と協働」の視点
4. 「都市経営」の視点

多様な主体（市民、自治会、NPO、事業者など）と行政が、共にまちづくりを考え、主体的にまちづくりに参画し、協力・連携しながら創意工夫してまちづくりを進めます。

市民の暮らしやすさをまちの魅力高め、地域を活性化するために、限られた財源と地域資源などを有効に活用し、中長期的な視点から計画的なまちづくりを進めます。



今後の予定

6月から7月にかけて、地域懇談会や各種団体（アリンク）を行い、多くの意見をいただきました。今後それを基に、基本構想をまとめていきます。

①多様な主体が元気な参画と協働のまちづくり

- ・情報共有を進める
- ・活動の支援や交流・連携の場づくりを進める
- ・地域協働を推進する
- ・新しい公共空間の形成に取り組む

②効果的な自治体運営による健全で持続可能なまちづくり

- ・効果的なまちづくりを進める
- ・施策の着実な実施と継続的な改善を行う
- ・計画的なまちづくりを進める
- ・財政の健全化を進める

まちづくりの基本目標実現のために

まちづくりの基本目標を実現するため、主に市役所が組織を挙げて取り組むべきことを次のように位置付けています。



問合先 総合政策課